

沼津市職員不祥事再発防止対策

部会検討結果報告書

令和2年5月

契約制度検証部会

目 次

1	部会の設置及び活動状況	1
(1)	部会の設置	1
(2)	活動状況	1
2	部会における検討内容	3
2-I	制度の検証	3
○	予定価格の公表時期（事前・事後）	4
○	最低制限価格の設定方法等	5
○	設計書情報共有者の削減（知っている人を減らす）	6
○	設計書の回付・管理方法の再徹底	7
○	罰則強化の可能性（入札参加停止（指名停止）期間）	8
○	罰則強化の可能性（違約金）	9
○	業者の契約制度の理解への取り組み	10
○	入札結果を検証する事後の監視体制	11
○	入札・契約部署と工事検査部署との関係強化	12
○	定期的な入札・契約事務研修の実施による事務機能の強化	13
2-II	実態の確認	14
○	職員ヒアリング	14
○	公判の傍聴	20
2-III	職員の制度理解	22
III-1	特別研修（幹部職級）	22
III-2	特別研修（中堅職級）	23
III-3	特別研修（実務担当者）	23
3	再発防止に向けた取り組み	24

別添「最低制限価格におけるランダム係数導入（案）」

1 部会の設置及び活動状況

(1) 部会の設置

契約制度検証部会（8名）

部会長：財務部長

部会員：契約検査課長（総務課長）ほか6名

(2) 活動状況

回数	年月日	内 容
第1回	11月1日	報告事項 ・ 契約制度検証部会の設置 ・ これまでの事件対応の経過 ・ 今後の進め方
第2回	11月7日	協議事項 ・ 関係職員への聞き取り 聞き取り内容、方法、対象者等 ・ 研修の実施 研修内容、対象者等 ・ 制度の検証、問題点の整理 検討テーマ、論点整理
第3回	11月14日	協議事項 ・ 関係職員への聞き取り 聞き取り内容、方法、対象者等（再整理） ・ 研修の実施 研修内容、対象者等（別研修の実施案） ・ 制度の検証、問題点の整理 現在の入札・契約方法の検証（意見聴取）
第4回	11月22日	協議事項 ・ 関係職員への聞き取り 聞き取り内容、方法、対象者等（人数整理） ・ 研修の実施 研修内容、対象者等（全職員を対象） ・ 制度の検証、問題点の整理 現在の入札・契約方法の検証（意見とりまとめ）

第5回	12月13日	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの事件対応の経過 <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係職員への聞き取り 聞き取り内容、対象者等（拡充） ・制度の検証、問題点の整理 再発防止策の修正（研修、管理方法強化）
第6回	3月16日	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの事件対応の経過 ・職員研修の実施結果 ・職員ヒアリングの実施状況 ・公判傍聴内容 <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の検証、問題点の整理 報告事項に基づく検討内容の精査
第7回	3月25日	<p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会検討結果報告書 内容の確認
第8回	4月24日	<p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約制度の検証、問題点の整理 本部会議委員意見及び特別委員会の提言内容と検討

2 部会における検討内容

契約制度検証部会では、今回の事件を受け、制度面からの不正行為再発防止のため、次の3つの視点に沿って、検討を行いました。

I 制度の検証

現行契約制度の検証により、問題点を整理しました。

II 実態の確認

職員への聞き取りや裁判の傍聴により、情報管理等の実態を確認しました。

III 職員の制度理解

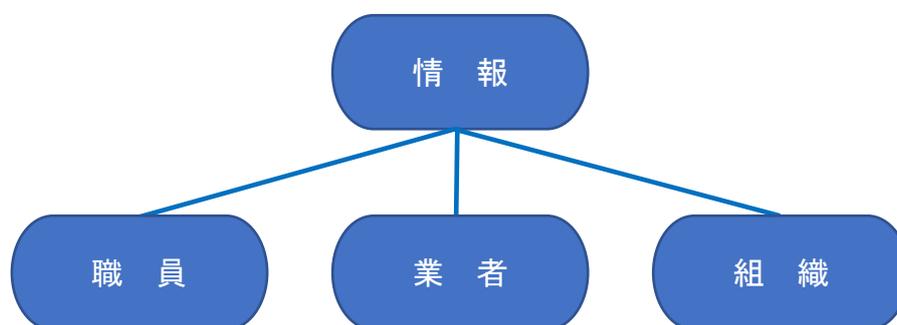
契約事務に携わる職員に対する特別研修を実施しました。

2-1

I 制度の検証

制度面の検証については、現在の入札・契約方法について、4つの側面からそれぞれ課題等について整理しました。

厳重に管理すべき入札契約に関する情報について、情報そのもののあり方と、その情報を管理すべき職員各人及び組織について、現状の確認と課題の抽出、改善方法について整理するとともに、不正を行うまたは行おうとする業者への牽制策について検討を行いました。



○予定価格の公表時期（事前・事後）

<p>【主な課題・検討内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の不正はなくなる。（即効性はある） ・ （業者間の談合があった場合）落札額の高止まりが心配である。 ・ 以前はむしろ最低制限価格近くの応札でくじ引きが多かった。 ・ 実施するとしても、半永久的でないことが前提だと思う。 ・ 磐田市など同様の状況になった自治体には事前公表しているところもある。 ・ 事前公表にすると、ダンピング防止などの国の方針と反することとなる。

予定価格の公表時期と想定されるメリット・デメリット

事前公表	メリット	・ 透明性の確保
		・ 事前に探ろうとする不正行為の防止
		・ 入札不調の減少
	デメリット	・ 入札参加者の見積努力を損なわせる（市内業者の育成につながらない）
		・ 競争性の低下
		・ 業者間談合が容易に行われるおそれ
		・ くじ引き選定が増加し、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注するおそれ
事後公表	メリット	・ 競争性の確保（適正価格による競争の促進と市内業者の育成）
		・ 適正価格による工物品質確保
	デメリット	・ 事前に探ろうとする不正行為の発生
		・ 入札不調の増加

部会方針

事前公表の即効性は認めつつも、国が事後公表を要請してきたこと等を鑑み、事後公表を維持するものとする。

○最低制限価格の設定方法等

【主な課題・検討内容】

- ・変動型については、紙入札となるのであまりにもデメリットが大きい。
- ・全件低入札価格調査制度を導入すると、市側、業者側の負担が大きすぎて現実には対応は難しいだろう。
- ・総合評価は少量であれば対応可能であるが、件数が多くなればなるほど、全件低入札価格調査と同様の問題が発生する。
- ・現実的に採用可能なのは、ランダム係数の導入しかないだろう。
- ・ランダム係数導入についても、係数の幅や算出方法など制度設計を確定する必要がある。

部会方針

ランダム係数を用いた最低制限価格制度を採用するため、制度設計を進める。
なお、現在検討している制度設計は「別添 最低制限価格におけるランダム係数導入（案）」のとおり。

○設計書情報共有者の削減（知っている人を減らす）

【主な課題・検討内容】

- ・ルートが減ると、確かに設計書情報の共有者が減る。
- ・共有者が減るということはチェック者も減るということで、設計書の精度が落ちる。
- ・工事検査課の審査についてもチェック機能が働いているので、除くのは難しい。
- ・設計書をつける課とつけない課を明確に分けるべき。
- ・ルートから除外するのは難しいが、設計書の不添付であれば財政課は可能。

部会方針

設計価格 5000 万円以上の財政課合議については、設計書を不添付とする。ただし、予算額と 10%以上変更された設計の場合、変更理由等の説明資料を添付するものとする。

○設計書の回付・管理方法の再徹底

【主な課題・検討内容】

- ・情報管理の徹底を目的とした平成 25 年度通知について、再度徹底させるべき。
- ・特に設計書の取扱いが重要である。
- ・今回、決裁ルートにない職員の犯行が新たに明らかになったことから、決裁途中での文書管理について、職員ヒアリングで状況を確認し、別途通知すべきである。

部会方針

過去の重要な通知等は庁内ライブラリに掲載するとともに、定期的に通知する。

設計書の管理方法について、新たに文書通知する。

○罰則強化の可能性（入札参加停止（指名停止）期間）**【主な課題・検討内容】**

- ・業者に対する強い牽制となる。
- ・他市も事件を契機に改正しているので、沼津市も同水準に引き上げるべき。
- ・静岡市のように職責で軽重を変えるべきではないか。
- ・他市も代表取締役が逮捕されたが、その後も基準はひとつであったことから、同様の対応がよいのでは。

部会方針

現在の基準を引き上げる。

区分	改正前	改正後
当該市工事等	12か月以上 24か月以内	18か月以上 36か月以内
他機関の工事等	4か月以上 24か月以内	6か月以上 24か月以内

○罰則強化の可能性（違約金）

【主な課題・検討内容】

- ・他自治体の事例を見ても、事件が起こったとしても1/10に留めている。
- ・業者に対しての牽制という意味では、指名停止を厳しくした方が効果が高いと思われる。

部会方針

契約規則・約款における違約金については、他自治体の事例と同様、請負金額の1/10に留める。

○業者の契約制度の理解への取り組み**【主な課題・検討内容】**

- ・正しいかどうかは検証できないが、被告は他の業者も不正行為をしていると法廷で発言している。
- ・業界団体において、法令遵守等に関する通知を発出している。

部会方針

法令遵守に関する周知を行うとともに、入札参加資格申請の際など、定期的に情報発信する。

○入札結果を検証する事後の監視体制

【主な課題・検討内容】

- ・今回の不正行為は、最低制限価格に近接した工事だったので、それについて特化し検証してはどうか。
- ・最低制限価格に近接していること＝不正行為ではないが、調査対象になっていることで、市が注視していることを周知することができる。

部会方針

入札監視委員会において「最低制限価格近接工事一覧表」を追加し、落札額が最低制限価格に近接した工事の検証をする。

○入札・契約部署と工事検査部署との関係強化

【主な課題・検討内容】

- ・一緒になれば、設計から工事検査まで一連の流れをひとつの課で確認することができる。
- ・決裁ルートが減ることとなる。(2課⇒1課)
- ・総務課には技術職員がいないため、技術的観点から逐次相談できる環境にないが、一緒になれば契約事務の強化につながる。
- ・働き方改革や柔軟な工期の導入など建設業界に対しても対策を講じなければならない中で、技術職員の意見を聞くことにより、課としての判断を決められる。
- ・総務課においては、設計書情報は厳重に管理しているが、何かあった時に疑われる可能性のある係（行政係）があるのはよろしくない。
- ・情報の機密性ということでは、工事検査課の方が感覚を共有しやすい。
- ・工事検査課は部に所属していないため、政策判断を部長と相談できない。

部会方針

現在の総務課を分割し、総務課契約係と工事検査課を一つの課とすることで、入札・契約事務の強化を図る。

○定期的な入札・契約事務研修の実施による事務機能の強化

【主な課題・検討内容】

- ・ 講座内容の予定価格の部分に、秘匿性の高いものであること、漏洩は犯罪であることを説明する。
- ・ 今回、設計書や負担行為を実際に担当する若手職員への研修が官製談合防止法関連なので、内容を実務基礎講座に組み込むことで、毎年法制度について理解を深められる。
- ・ 新規採用職員は官製談合に関する研修を受講していないこととなるので、採用時から知識を身に着けるため、人事課の新規採用職員研修の一環として、法制度などについて研修する。

部会方針

講座内容を契約事務に特化したものから、不正行為の防止に関するものに広げたうえで、継続的に研修を実施していく。

また、新規採用職員を対象に、今回の特別研修の内容を平易化した内容に変更し、実施する。

2 - II

II 実態の確認 職員ヒアリング

この事件が発生した背景と実態把握、再発防止に役立てるため、当該事業者の入札・契約事務に関係した職員に対し、契約制度検証部会及び職員倫理部会によるヒアリングを実施しました。

(1) 実施期間

令和元年12月24日～令和2年3月25日まで（延べ25日、26時間（約13分／人））

(2) 対象者

当該業者が平成30年度に契約した工事を担当した全職員

工事検査課課長補佐が入庁後在籍した課の当時の全職員 計116人

正規職員 104人 再任用職員 10人 臨時職員 2人

管理職 23人 管理職以外 93人

(3) ヒアリング方法

原則入札室において、部会員と対象職員が面接にて実施

(4) ヒアリング内容

対象職員に対し、以下のような内容について、ヒアリングを実施した。

「当該業者の入札工事（入札額）について、不審に思った点はあったか？」

「当該業者から不正行為につながる要求を受けたか？他の職員については？」

「当該業者から接待などを受けたことがあるか？他の職員については？」

「他の業者について、同様の事案はあったか？」

「設計書など情報の管理状況はどのようにしているか？」

「現在の契約制度の課題や今後の再発防止策について、考えられることは？」

(5) ヒアリング結果

いずれのヒアリング内容についても、建設業者を始めとした利害関係者に対し不適切な対応をした職員は見られませんでした。ほぼすべての職員が高い倫理観を持って仕事に取り組んでいましたが、常に高い倫理観を保つために定期的な研修に必ず取り組む必要があると感じました。

また、事件発覚後、多数の所属及び職員において、情報管理について見直しがされていることを確認しました。制度に対する理解不足や不適正な運用によって、悪意ある利害関係者が働きかけをした場合、秘密情報が漏洩するリスクを抱えていることが分かったた

め、今後については、継続的に制度研修を実施する必要を感じました。さらに、制度面から最低制限価格を漏れないようにする取り組みも必要であると感じました。

① 当該業者に対して気づいた点について【倫理・契約】

ヒアリングした職員のうち、気づいた点があった職員は24名でした。

【主な内容】

- 最低制限価格付近での入札が多い。落札率が低い。
- 現場管理者の不十分な知識や、近所の住民からのクレームが多いなど、仕事に対し良い印象がない。
- 特定の工事を落札しているという印象があった。

② 利害関係者からの接待等について【倫理】

飲食や遊戯など接待等を受けまたは誘いのあった職員はいませんでした。利害関係者から以下の行為がありました。

【行為の内容】

- 業務上説明した内容について、感謝の意を示され、菓子折りを提供されたが断った。
- 飲食店において、別テーブルの利害関係者からボトルを置かれたが断った。

③ コンプライアンスに対し気になる点について【倫理】

職場におけるコンプライアンスについて気になる点は以下のとおりでした。

内 容	回答数
法令やルールに対する理解不足、確認不足	31
個人情報の取り扱い	7
業務上の書類や資料の整理	38
飲食店等での職員の会話からの情報の漏洩	9
その他	5
その他の主な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・職場内での会話が業者などの利害関係者に聞かれる恐れがある。 ・執務室内に入ってくる議員、職員OB、一般市民がいる。 	

④ 仕事に対する意識について【倫理】

ほぼすべての職員が高い倫理観をもって仕事に取り組んでいます。「いいえ」とした職員についても「高い」と自己判断できるか疑問であったためでした。

内 容	はい	いいえ	無回答
公務内外を問わず高い倫理観を持って行動してい	114	1	1

るか。			
法令等に基づいて適切に仕事に取り組んでいるか。	116		

⑤ 職場環境について【倫理】

ほぼすべての職員が職場環境に問題はないと回答しているが、一部でそのように感じていない職員もいました。

内 容	はい	いいえ	その他	無回答
職員同士が気軽に相談したり意見の言い合える職場か。	112	3	1	
自分の仕事について上司に適切に報告・連絡・相談ができていますか。	114	2		
上司からの不適切な指示に対し質問・意見を言うことができるか。	112	3		1

⑥ 情報の管理状況について【契約】

事件発覚前は、設計書などについては付箋等により設計額等を一読できないようにしていたが、稟議途中の書類管理について通常に取り扱いと同様に管理するなどの事例が見受けられました。

事件発覚後は、付箋等により設計額等を一読できないようにすることに加え、回議するときから稟議を袋に入れるなど、稟議に関係のない職員が設計額等を確認できないようにしていました。

内 容	回答数
事件発覚前	
設計書などを回付する際には、どのように管理していたか。	
付箋や白紙により設計額等を一読できないように	89
書類を袋に入れ、開封しないと設計額等がわからないように	31
通常の稟議と大差なく	7
その他	4
その他の主な内容	
・ 離席時に書類を裏返すなどした。	
稟議を審査する途中で、書類はどのように管理していたか。	
通常書類と同様に、机の上に	65
離席時などには、他者が書類を確認できない場所へ	33
その他	18

その他の主な内容

- ・裏返し、または、書類の下において一読できないようにした。
- ・キャビネットや机の引き出しに入れるようにした。

内 容	回答数
事件発覚後	
設計書などを回付する際には、どのように管理していたか。	
付箋や白紙により設計額等を一読できないように	51
書類を袋に入れ、開封しないと設計額等がわからないように	63
通常の稟議と大差なく	0
その他	9
その他の主な内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・離席時に書類を裏返すなどした。 ・上司の決裁においては持ち回りするようにした。 	
稟議を審査する途中で、書類はどのように管理していたか。	
通常書類と同様に、机の上に	21
離席時などには、他者が書類を確認できない場所へ	72
その他	12
その他の主な内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・鍵付きキャビネットで保管するようにした。 ・上司の決裁においては持ち回りするようにした。 	

⑦ 情報の管理方法等における改善点について【契約】

事件発覚後に、情報の管理等において改善した主な点は以下のとおりでした。

【主な内容】

- 決裁で回る稟議等は裏返しておくように徹底した。
- 鍵付きキャビネットに保管、施錠するようにした。
- 業者の入室を制限し、窓口等での対応とした。
- 課内で書類の管理目的を再確認し、慎重に取り扱うようにした。
- 回議書類は袋に入れるようにした。

⑧ 現在の入札・契約制度の問題点・課題について【契約】

現在の制度における問題点・課題で挙げられた主な点は以下のとおりでした。

【主な内容】**制 度**

- 予定価格の事後公表。

○入札不落時に随意契約ができないこと。

倫理

○コンプライアンスの問題。

情報開示

○設計金額の開示請求が多くされていること。

制度理解

○入札契約制度の理解度に差がある。

情報管理

○書類審査に係る職員数の多さ。

○書類の管理。机の上に置くことはさげなければならない。

執務環境

○業者等が自由に出入りできる環境。

⑨ 再発防止策について【契約】

今回の事件を受けて、再発防止策については主に以下のような意見がありました。

【主な内容】

倫理

○職員の意識向上。倫理観向上。

○コンプライアンス研修の定期実施、強化。

○中途採用者には公務員倫理の指導を何回も行う。

○新規採用職員に対する研修の徹底。

○業者と仲良くなりすぎない。業者対策。

○OBへの指導。OB職員の利害関係会社への再就職制限。

職場風土

○気づいたことはすぐに相談できる風土の醸成。

○業者から誘惑等があった場合に相談できる窓口等の設置。

制度

○予定価格の事前公表。

○最低制限価格のランダム係数の導入。

○業者選定に金額以外の要素も入れる。(総合評価等の活用)

○不正業者への厳罰化。

○検査係による低入札価格調査。

制度理解

○入札契約制度研修の実施。

執務環境

○入室管理と対応するスペースの確保。

○業者との連絡用携帯を貸与。

情報管理

○書類・情報管理の徹底。

○各課で鍵付きロッカー、キャビネットの設置。

○個人デスクにカギを使用する。

○設計書を袋に入れて回覧する。

○電子決裁の導入。

Ⅱ 実態の確認 公判の傍聴

この事件に至った経緯等を確認するため、公判を傍聴しました。

(1) 公判の傍聴

① 工事検査課主任に関する事件

事件番号：令和元年（わ）第 444 号

場 所：静岡地方裁判所 2 階 202 法廷（静岡市）

事 件 名：官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害被告事件

被 告：工事検査課主任（以下「主任」。）、沼津市元職員（以下「元職員」。）、
三星建設工業(株)元社長（以下「元社長」。）

【第 1 回公判】令和 2 年 2 月 17 日（月）13 時 30 分～16 時 10 分

【第 2 回公判】令和 2 年 3 月 12 日（木）13 時 30 分～14 時 00 分

【第 3 回公判】令和 2 年 3 月 19 日（木）13 時 30 分～13 時 45 分

【第 4 回公判】令和 2 年 6 月 15 日（月）13 時 30 分～（予定）

② 工事検査課課長補佐に関する事件

事件番号：令和元年（わ）第 503 号

場 所：静岡地方裁判所 2 階 202 法廷（静岡市）

事 件 名：公契約関係競売入札妨害被告事件

被 告：工事検査課課長補佐（以下「課長補佐」。）、元社長

【第 1 回公判】令和 2 年 2 月 25 日（火）11 時 00 分～12 時 00 分

【第 2 回公判】令和 2 年 3 月 6 日（金）10 時 00 分～10 時 10 分

(2) 公判傍聴記録から確認した内容

① 主任に関する事件

- 主任は、長年課長補佐に据え置かれていたことに不満を持っていたが、元職員が働きかけをしたことに対し、恩義を感じていた。そのため、秘密情報を漏洩した。
- 主任は、元職員の誘いで元社長と知り合い、一緒にゴルフや釣りをするようになった。
- 主任は上水道工務課長時代に 3～4 回、工事検査課時代に 2～3 回、元職員から予定価格等教示の依頼を受け、教示した。
- 工事検査課時代には、あらかじめ設計額をメモするようになった。
- 逮捕工事については、主任が設計額を元職員に伝え、元職員が元社長に伝えた。
- 元社長が元職員から教示されたのは 3～4 件。平成 30 年度の帯笑園外構工事は、そのうちの一つ。

② 課長補佐に関する事件

- 課長補佐は、平成 25 年頃の池田川の河川工事を受注した際に元社長と知り合い、その後、大平江川に関する工事をきっかけに親交を深めた。
- 元社長は課長補佐に、キャバクラ等の飲食接待やクルーザーへの招待、中元歳暮などの贈答を行っていた。
- 課長補佐は、これら接待による関係を維持したいと思い、工事検査課異動後は、自ら積極的に設計金額等を教示するようになった。
- 元社長は、帯笑園と隣接した 0204 号線工事を他社が受注すると工事の調整が必要になることから、課長補佐に設計額等の教示を働きかけた。
- 課長補佐は、0204 号線工事について、机上にある設計書から設計金額を盗み見て記憶、自席に戻ってメモし、後日、元社長に対し、飲食店において教示した。
- 課長補佐は、約 10 件の工事を情報漏洩し、7 件を三星建設工業(株)が落札した。
- 元社長は、5 年位前に大平江川の工事の情報教示を依頼した。

2-III

III 職員の制度理解 特別研修

入札契約事務に係るすべての職員を対象に、発注機関として必要な入札談合の未然防止に関する知識や関連する法制度を理解するとともに、日々の業務で作成する設計書の重要性について改めて認識することにより、入札談合の排除や未然防止を徹底するため、職員特別研修を実施し、延べ13回937人が受講しました。

研修内容

- ・入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）、独占禁止法の説明
- ・入札における設計書など関係書類の位置づけ
- ・建設業者など利害関係者との節度ある対応

研修の特徴

- ・契約事務に携わるすべての職員を対象
- ・階層別に重点内容を設定
- ・事前アンケートにより状況把握し内容を加味

III-1 特別研修（幹部職級）

【重点内容】法制度の理解とOB職員などとの対応方法

○入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）、独占禁止法の説明

法律の基礎的知識（官製談合となりうる事例、刑罰の内容）や過去の事例を紹介することで、入札談合等関与行為等の法令違反に繋がる行為を認識する。

○官製談合の防止に向けた提言の紹介

入札談合等関与行為の未然防止を図る上で、効果的な取組及び事業者・OB等の外部からの不正な働きかけに対する対策等の提言を紹介し、入札談合等関与行為等の防止に向けた取組等を実務において実施するよう努める。

【受講者】131名（課長級以上及び再任用職員など）

【講師】公正取引委員会事務総局中部事務所経済取引指導官 樋田高文氏

【実施日時】令和2年1月21日（火）

第1回：13:00～14:30 第2回：15:00～16:30

【実施場所】沼津市役所水道部庁舎大会議室

Ⅲ-2 特別研修（中堅職級）

【重点内容】建設業界の現状と入札・契約制度適正化の経緯、法令順守の徹底

- 入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）、独占禁止法の説明
法律の基礎的知識（官製談合となりうる事例、刑罰の内容）や過去の事例を紹介することで、情報漏洩に繋がる行為を認識する。
- 入札における設計書の位置づけ
今回は設計書の金額を知りうる立場の職員による不正行為であったことから、入札における設計書について、改めてその重要性を認識する。
- 建設業者など利害関係者との節度ある対応
利害関係者との対応について正しく認識する。また、建設業界の現状と入札・契約制度適正化の経緯についても理解する。

【受講者】253名（課長補佐級及び係長級など）

【講師】元国分寺市副市長 樋口満雄氏

【実施日時】令和元年12月16日（月）

第1回：10:00～11:30 第2回：13:00～14:30 第3回：15:00～16:30

【実施場所】沼津市役所水道部庁舎大会議室

Ⅲ-3 特別研修（実務担当者）

【重点内容】入札契約制度における設計価格、予定価格等の理解と情報管理の徹底

- 設計価格、予定価格等の情報管理の徹底
入札契約制度において、日々業務のひとつに位置づけられている設計価格や予定価格などの業務上知り得る情報は、重大かつ重要であることを再度認識し、不正を防止する。
- 入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）に抵触する行為の説明
法律に抵触する事例を説明することで、情報漏洩に繋がる行為を認識する。

【受講者】553名（主任級以下など）

【講師】総務課契約係職員

【実施日時】令和元年12月5日（木）第1回：9:30～10:30 第2回：11:00～12:00

12月6日（金）第3回：13:30～14:30 第4回：15:00～16:00

12月17日（火）第5回：9:30～10:30 第6回：11:00～12:00

12月18日（水）第7回：13:30～14:30 第8回：15:00～16:00

【実施場所】沼津市役所水道部庁舎大会議室

3 再発防止に向けた取り組み

二度とこのような不祥事を起こすことのないよう、今回の事件の原因と課題を踏まえ、契約制度検証部会として、次のとおり、再発防止に向けた取り組みを行います。

○入札情報の管理

最低制限価格算出方法の見直し

現在、最低制限価格は、決められた算定方法に基づき積算しているが、これにランダム係数を用いて最終的に決定することにより、最低制限価格の秘匿性を高め、事前に探ろうとする不正行為を防止する。

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限価格算定基礎額} \times \text{ランダム係数}$$

○入札契約業務フローの見直し

設計書情報共有者の削減

設計価格 5000 万円以上の財政課合議については設計書を不添付とし、設計書情報を把握できる職員の数を減らす。なお、必要に応じて変更理由等の説明資料を添付する。

設計書の回付・管理方法の見直し

稟議書の回議方法について、再度徹底するとともに、審査中の稟議書の管理についても厳重に取り扱い、情報を知りうる立場にない職員への情報漏洩を防止する。

○入札契約事務の強化

入札契約組織の見直し

現在の総務課を分割し、総務課契約係と工事検査課を一つの課とし、入札・契約事務を強化する。

定期的な研修の実施

官製談合防止法を含めた入札契約事務に関する研修を定期的実施することで、基礎的な知識を習得するとともに、意識の風化を防止する。また、新たに新規採用職員に対しても研修を行う。

○業者の不正行為防止

指名停止期間の厳罰化

不正行為を行った業者に対する入札参加停止（指名停止）期間の基準を引き上げる。

定期的な業者への周知

法令遵守に関する周知を行うとともに、入札参加資格申請登録の際など、定期的に情報発信する。

事後の監視体制の強化

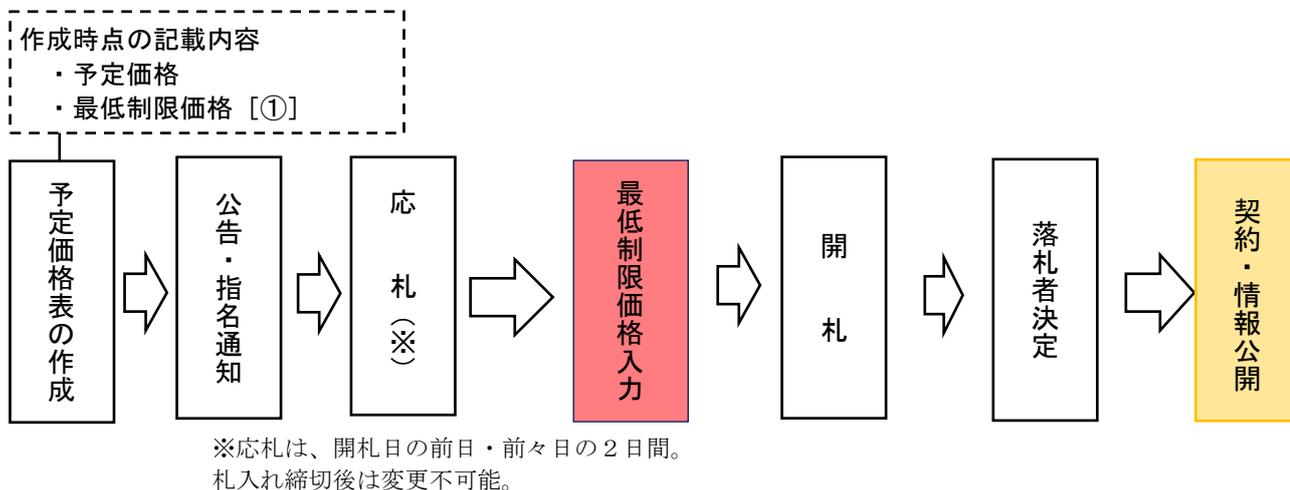
入札監視委員会における検証内容に落札額が最低制限価格に近接した工事を追加する。

このページは空白です。

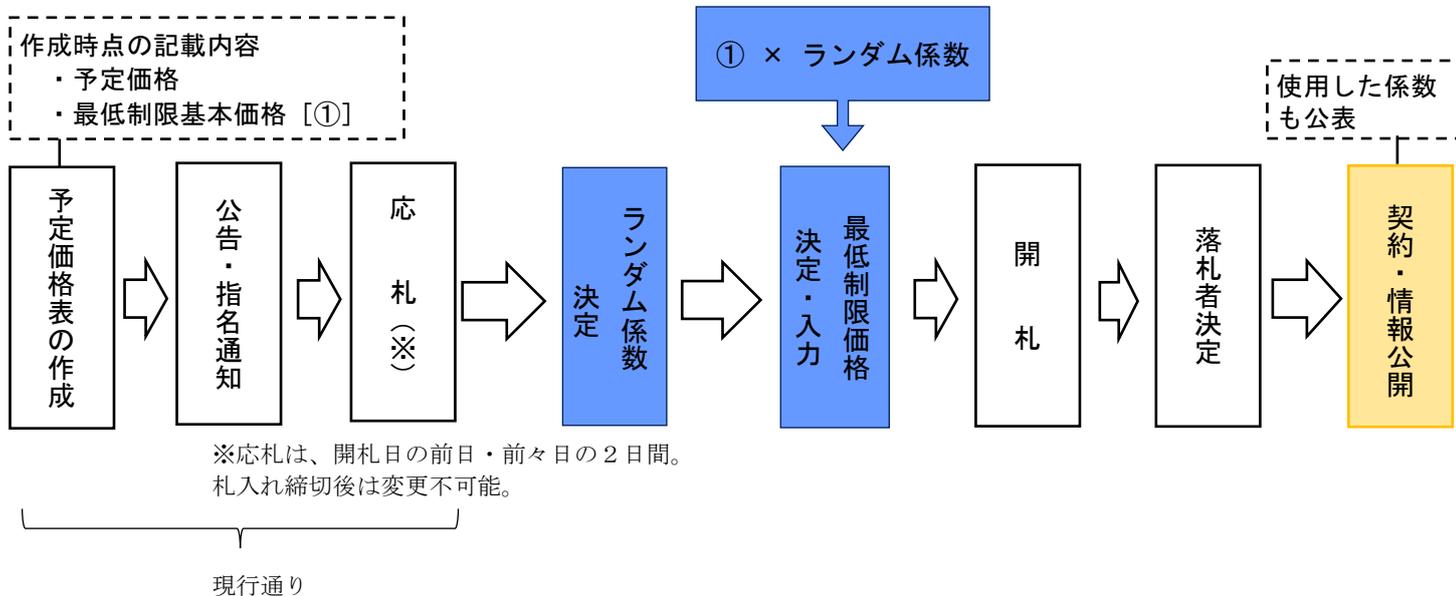
最低制限価格におけるランダム係数導入（案）

○価格決定までのフロー

現 在



ランダム係数導入後



○ランダム係数の決定方法

【事業者の応札時間を利用して決定】

各事業者の応札時間を数値化し、合計の数値から算定する。
市の作為が入る余地がないため職員の不正につながらない。

(例えば、ある事業者が9時31分に応札したとすると、「0931」と数値化)

業者名	時間	金額	業者名	時間	金額	業者名	時間	金額
業者A	0931	15,550,000	業者C	1308	15,050,000	業者E	0939	16,050,000
業者B	1344	15,010,000	業者D	1017	15,100,000	業者F	0948	14,900,000

応札時間計	6487	業者Aから業者Fの応札時間の合計
除数	101	ランダム係数の通り数 (1.0000~1.0100、係数0.0001刻み)
余り	23	$6487 \div 101 = 64$ あまり 23
ランダム係数 (①)	1.0023	あまりの23を適用
最低制限基本価格 (②)	15,000,000	今までの算出方法による最低制限価格 (ランダム係数では最低制限基本価格)

最低制限価格 ①×②	15,034,500	$15,000,000 \times 1.0023$ これからの算出方法による最低制限価格
---------------	------------	--

○導入スケジュール等

(1) 実施時期

令和3年4月1日以降発注分から (予定)

(2) 関係規程の整備

関係規程等の整備は、年度末までに行う。

(3) その他

導入に当たって、事務手続きの誤り防止、運用の改善、問題点の解消などのため、今年度発注案件をシミュレーションすることによって準備を進める。

○落札状況

ランダム係数範囲

最低制限価格から10万円以内

【工事①】

【工事②】

【工事③】

【工事④】

